

令和7年12月 河北町農業委員会総会（第13回）

令和7年12月25日（木曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番 押野 利浩 委員 2番 岸 康彦 委員 3番 太田 朝美 委員
4番 後藤 登美夫 委員 5番 逸見 三和子 委員 6番 安部 敏明 委員
7番 木嶋 啓治 委員 8番 大崎 頼子 委員 9番 吉田 誠 委員
10番 田川 和美 委員 11番 奥山 喜幸 委員 12番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局局長補佐兼農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年12月25日（木曜日）午後1時58分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名

1番 押野 利浩 委員 2番 岸 康彦 委員

日程第2 議案の審議

報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第36号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第38号 事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について

議第39号 非農地証明願について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

おつかれさまでございます。今年最後農業委員会総会になります。只今より令和7年12月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

1番 押野 利浩 委員 2番 岸 康彦 委員お願いいたします。

それでは、早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第23号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号74番 所在地 大字田井字中曽根●●、畑、7㎡1筆です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、保全管理することです。

次に、申請番号75番 所在地 谷地中央一丁目●●、畑、200㎡1筆です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子●●さん外2名が相続されました。取得後は、保全管理することです。

次に、申請番号76番 所在地 谷地字山王●●、田ほか2筆、合計1,295㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、2ページをお開きください。申請番号77番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、田ほか4筆、合計5,146㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、申請番号78番 所在地 谷地字下野●●、田ほか3筆、合計7,014㎡です。所有者●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約をしておりますので継続して耕作をお願いして、畑は自作することです。

次に、申請番号 79 番 所在地 谷地字荒町東●●、畑ほか 2 筆、合計 592 ㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことでした。

以上 6 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

皆さんから何かご質問ございませんでしょうか。

私からいいですか。75 番、北九州市の方ほか 3 名の方で相続なさって、保全管理するという
ことで、こっちに誰か 3 名の中のどなたかいるんだか。あるいは親戚の方とか。

○ 事務局（嶋田）

相続されたのは、ほかに福岡の方と東京の方で皆さん県外の方で、こちらにいらっしゃる方
はおりません。相続された 200 平米の畑なんですけれども、もともと所有者の方が住まわれて
た宅地に隣接している畑で、宅地と畑がすべて塀に囲まれておりまして、現状は家庭菜園のよ
うに住宅敷地の一部になっておりますので、他の農地に影響が及ぶ心配はないと思っております。

○ 議長（会長）

将来的には、この 3 名の方の誰かが来る可能性もあるけれども、売る可能性もあると、処分
する可能性もあるということですね。

○ 事務局（嶋田）

はい。

○ 議長（会長）

あと何か皆さんから質問なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。報第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明を
お願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書の 3 ページ、報第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いた
します。申請番号 125 番、所在地 谷地字砂田●●、田ほか 1 筆、合計 998 ㎡です。渡し人の
●●さんと、受け人の●●さんの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきま
しては、耕作者側の労力不足とのことでした。

次に、申請番号 126 番及び 127 番、所在地 谷地字所岡●●、田ほか 2 筆、合計 1,022 ㎡で

す。渡し人は●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、県施工の古佐川河川整備事業にかかる用地買収のため解約するものです。

次に、申請番号 128 番、所在地 谷地字東●●、田ほか 2 筆、合計 7,079 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、議第 35 号 農地法 3 条の規定による許可申請の審議案件になりますが、ほかの方に貸すためです。

次に 4 ページをお開きください。申請番号 129 番、所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑、248 m² 1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、議第 35 号 農地法 3 条の規定による許可申請の審議案件になりますが、交換するためです。

次に、申請番号 130 番及び 131 番、所在地 大字溝延字不動木●●、田ほか 1 筆、合計 3,723 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、議第 35 号 農地法 3 条の規定による許可申請の審議案件になりますが、ほかの方に貸すためです。

次に、申請番号 132 番及び 133 番、所在地 谷地字嶋●●、田 1,362 m²のうち 205 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためとのことです。

次に 5 ページ、申請番号 134 番及び 135 番、所在地 谷地字東●●、田 2,868 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、議第 35 号 農地法 3 条の規定による許可申請の審議案件になりますが、ほかの方に貸すためです。

次に、申請番号 136 番、所在地 大字溝延字黒木渕●●、ほか 1 筆、合計 3,150 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 35 号 農地法 3 条の規定による許可申請の審議案件になりますが、売買のためです。

以上 12 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。

次に移ります。議第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは議案書の 6 ページをお開きください。議第 35 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。申請番号 69 番ですが、令和 8 年 1 月 1 日～令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間となっておりますが、令和 13 年 12 月 31 日までの 5 年間の誤りですので修正をお願いいたします。同じように、申請番号 72 番と 73 番につきましても、賃貸借期間は令和 8 年 1 月 1 日～令和 13 年 12 月 31 日までの 5 年間ですので修正をお願いいたします。

それでは議案の説明をさせていただきます。6 ページにお戻りください。申請番号 64 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字東浦●●、樹園地、1,028 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、●●さんの要望とのことです。築堤により経営面積が減るということで経営面積確保のためです。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いいたします。

○ 大崎委員

私の方からご説明させていただきます。この度、事務局の方からもご説明ありましたように、築堤の関係で耕作面積が減少するという事で、●●より賃貸借の要望があったということで、現地はさくらんぼの畑で現状適切に管理されていると見受けられます。特段問題はありませんでした。以上です。

○ 議長（会長）

64 番について、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。

次に、74 番から 76 番は、私の案件でございますので、この 3 件につきまして奥山会長職務代理に議事進行をしていただきたいと思います。私、一時退席させていただきます。

奥山代理をお願いいたします。

○ 奥山会長職務代理

会長が案件の当人なので代わりに私の方から進めさせていただきます。

74 番、75 番、76 番の説明を事務局よりお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、申請番号 74 番、交換による所有権移転です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑 508 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作しやすくするためとのことです。

次に、申請番号 75 番、交換による所有権移転です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑 248 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作しやすくするためとのことです。

次に、9 ページ、申請番号 76 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑、485 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、申請地はさくらんぼ畑なのですが、渡し人側の人手不足による部門縮小とのことです。

○ 奥山会長職務代理

現地確認の報告をお願いいたします。

○ 押野委員

74 番、75 番については、74 番は田んぼでありますけれども大豆を耕作しておりましたので、75 番は野菜畑になっています。両方共きれいに管理されておりますので問題ありません。

76 番、さくらんぼの雨よけハウスの樹園地ですけれども、渡し人は、米・豆・花卉をメインにやっていくということで樹園地は縮小する方向で進めております。以上です。

○ 奥山会長職務代理

ありがとうございます。皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なし）

はい、ないようですのでこのとおりに進めさせてください。

これで私は交代させていただきます。

○ 議長（会長）

奥山代理ご苦労様でございました。

それでは 65 番から順次事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは議案書の 6 ページ、申請番号 65 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字置上●●、樹園地、1,050 m²、1 筆です。渡し人は●●さんと、受け人の●●さんです。理由につきましては、相手方の要望ということで耕作者側の経営拡張のためとのことです。

次に、申請番号 66 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、畑ほか

2筆、合計 3,420 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。

次に、7 ページ、申請番号 67 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字東●●、田、655 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。

次に、申請番号 68 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字舟戸下●●、田、428 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作不便のためとのことです。

次に、申請番号 69 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字東●●、田ほか 2 筆、合計 7,079 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 70 番、贈与による所有権移転です。所在地 大字吉田字馬場●●、畑 114 m² 1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止とのことです。補足説明としまして、申請地の隣地が松田さん所有の宅地なのですが、申請地は農地としては面積や場所的に独立して利用することは難しいことから、宅地とセットで●●さんが購入するものです。●●さんは現在神奈川県にお住まいですが、定年退職を機に移住し自家用の畑として耕作するとのことです。

次に、8 ページをお開きください。申請番号 71 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字毘沙門●●、田、1,077 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 72 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字東●●、田、2,868 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、申請番号 73 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字東●●、田ほか 1 筆、合計 1,895 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

次に、資料の 9 ページになります。申請番号 77 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字不動木●●、田ほか 1 筆、合計 3,723 m²です。渡し人は●●、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足とのことです。

以上 14 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

ありがとうございました。65 番から現地調査の報告をお願いいたします。

○ 吉田委員

65 番につきまして、現地確認を行ったところですが、樹園地ということで現時点でハウスを取り壊している段階でした。まだ更地にはなっていない状況です。

○ 議長（会長）

66 番、溝延の分全部をお願いいたします。

○ 押野委員

66 番、田んぼについてはこれまでも●●さんが耕作してました。また畑も耕作してました。それに付け加えてもう 1 筆畑もということで、これまでどおり耕作していくということで問題ありません。

あと、68 番の田んぼですけれども堤防建設で削られています。今堤防の工事やってますけども田んぼに関しては問題ございません。ただひとつ変形田んぼで面積も小さいこと、洪水の際の水害を受けやすい田んぼなんです。こういう状況の中で、この売買価格でいいのかと思うところです。売買価格は国の用地買収の価格からもっていったと。高いんじゃないかということでも本人にも話をしたんですけども、会長はじめ皆さんからご審議いただきたいと、よろしくお願いいたします。

次に 71 番の田んぼですが、7、8 年荒れていました。もったいない状況でしたが渡し人の方は誰にも貸さないということでしたけれども、何とかしたいなということで、隣接地を耕作している受け人に打診して何とか了解いただきました。受け人が伐根、整地、耕耘すべて行いました。問題ございません。

次が 77 番、この田んぼについては豆を栽培してましたけども、今後は受け人が稲作か豆を栽培するということで問題ございません。

○ 議長（会長）

ご苦勞様でございました。67 番現地確認の報告をお願いいたします。

○ 吉田委員

田んぼとしては荒廃したところもなく問題はなかったと思います。以上です。

○ 議長（会長）

先ほど押野委員からあった 68 番について、事務局とも話をしていて、売り手と買い手が了承

してるというなかで、特に不動産屋さんが間に入った場合は手数料もあるからその辺はどうしても、高いと思いながらも良いかなとなってしまう場合、また土地の売買はそうそうある訳でないし、私らこそだいたい知っているけど、極端に言うとか昔の時代しか知らない人も、それがほとんどですから、私たちも説明して歩くと「なにそんなに安くなったのか」と言われて、じゃあ売らないとか。3反歩1枚売って100万円にもならないなら売らないと引っ込める人もだいて、なかなかこれから単価というのが。

買える人が決まってきて、その辺がなかなか、地域の方から願いが出た場合なかなか難しいのかなと。何か皆さんから単価について。

はい、田川委員。

○ 田川委員

受け人の方が隣の田んぼを作っているということですか。

○ 議長（会長）

所有しています。

○ 押野委員

畔のない一区画の中の田んぼを所有しています。渡し人の話だと国の買取価格の8割引きにしたと、非常に安くしたと。事務局に言ったようにこういう土地が結構あって残りの農地とかそれを国の買取価格で売買をしてしまうと問題だなということを申し上げたかった。これから結構出てくる可能性もあるし。

○ 田川委員

実際北谷地の方でも古佐川の堤防工事で変形田が増えているんです。三角で縮小されてる。今回は小さい田んぼを片方の人がやめてもう一人に渡すことで広げるみたいな案件もあるんですけど、普通に考えても、平場の条件の良いところでもこれだけつかないと思うんですよ。この金額がでてしまうと、ほかの田んぼとか土地を売買するときに、あそこはこのくらいの金額で買ってくれたと話が出てくるんで、これはあまりにも高すぎるんじゃないかと思う。買う側の人了解したといっても納得できない金額ですね。

○ 押野委員

堤防の外側というか堤防ができたら今まで以上に水害を受けると。

○ 田川委員

水あがるところですね。

○ 押野委員

もちろんです。

○ 田川委員

そこをこの金額っていうのはちょっと。

○ 押野委員

ただ、売買価格について、この場でどうのこうの言うのは本来ならばできないと思うので。

○ 議長（会長）

何かほかに皆さんからご意見ございませんでしょうか。

（なし）

それではこのように許可したいと思います。

次に移ります。議第 36 号農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書 10 ページをお開きください。議第 36 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 2 番、所在地 大字溝延字小堤●●、畑、524 m²のうち 282 m²です。申請人は、●●さんです。

申請事由としましては、軽トラック・トラクターなどの農機具車庫及び作業小屋として隣接する宅地と一体として利用するためです。15 ページが案内図で、16 ページが字切図になります。申請地は溝延研修センターの北側に位置し、畑が隣接している所になります。17 ページが土地利用計画図です。コンクリート舗装をしてカーポートとガレージを設置する計画です。18・19 ページが製品の資料になります。申請地の農地区分につきましては、申請地の東側の畑から北側へ 10ha 以上の農地の広がりが見られますので第 1 種農地と判断しております。許可の立地基準として農業用施設に該当しますので許可基準を満たしていると思われます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地確認の報告をお願いします。

○ 押野委員

午前中、現場確認してまいりました。さくらんぼの樹園地と野菜畑の一部を転用してカーポートを設置するということで、通路は以前農地転用したところでした。また、住宅、自宅のほうからも入れるようにするということです。隣接は他の方の農地になってます。土盛りするため高くなりますので雨水等流れ込まないようにコンクリートで土留めをするということで問題ありません。以上です。

○ 議長（会長）

何か皆さんの方からご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進達したいと思います。

それでは次に進みます。議第 37 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

議案書 11 ページをご覧ください。議第 37 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 10 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地中央四丁目●●、畑、357 ㎡、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さん外 1 名です。

申請事由につきましては、通学や医療機関へのアクセス、公園など子育てに適した環境が整っており、日常生活の利便性と安全な生活環境が確保できることから、申請地を選定し住宅を建築するものです。20 ページが案内図です。申請地は河北中学校の西側に位置しております。21 ページが字切図です。宅地と畑が隣接している農地になります。22 ページが土地利用計画図で、23 ページが建物の平面図、24 ページが建物の立面図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われま

す。議案書 11 ページにお戻りいただいて、次に、申請番号 11 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地字月山堂●●、畑ほか 1 筆、合計 1,815 ㎡です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。

申請事由につきましては、自動車整備工場の新設工事を行っており、従業員の駐車場及び納車前や整備後の自動車を保管しておく駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用するものです。25 ページが案内図です。申請地は国道 287 号線沿いでセブンイレブン谷地月山堂店の北側に位置しております。26 ページが字切図です。宅地に囲まれた農地になります。27 ページが土地利用計画図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われま

す。次に、11 ページにお戻りいただいて、申請番号 12 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地荒町東一丁目●●、畑、216 ㎡、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●外 1 名です。

申請事由につきましては、現在の住まいが手狭になったため、通勤・子育て・医療施設へのアクセスなど最適な居住環境である申請地に住宅の建築を計画するものです。28 ページが案内図です。申請地は谷地南部小学校の東側に位置しております。29 ページが字切図です。宅地と畑が隣接している農地になります。30 ページが土地利用計画図で、31 ページが建物の平面図、32 ページが建物の立面図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われま

次に、12 ページをお開きください。申請番号 13 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地荒町東一丁目●●、畑、297 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、渡辺友和（ともかず）さんです。

申請事由につきましては、県事業の古佐川改修事業により宅地が用地買収の対象になったために、生活環境の良い申請地に住宅の新築を計画するものです。33 ページが案内図です。申請地は谷地南部小学校の東側位置しております。34 ページが字切図です。宅地に囲まれている農地になります。35 ページが土地利用計画図で、36 ページが建物の平面図、37 ページが建物の立面図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

次に、12 ページにお戻りいただいて、申請番号 14 番、使用貸借権の設定による転用です。所在地 谷地字月山堂●●、畑、1,031 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●さんです。

申請事由につきましては、現在の資材保管場所が手狭になったことから隣接地を資材置場として利用するものです。37 ページが案内図です。申請地は●●の東側に位置しております。38 ページが字切図です。宅地と田が隣接する農地になります。39 ページが土地利用計画図になります。田に隣接する方の法面に対する措置としましては、L 型擁壁を設置する計画になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上 5 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いいたします。

○ 木嶋委員

午前中現地確認に行ってきました。5 案件全部です。

10 番と 12 番は同じ行政書士さんの案件のようなのですが、場所的には全然問題ありません。隣接する土地に畑がありますので境界の方をしっかりと要望してきました。

11 番は、宅地に囲まれて一画地になっていますので問題ありません。

13 番も南部小学校近くの住宅地内なので問題ありませんでした。

14 番なのですが、39 ページ見てもらうとわかるのですが、隣接地への影響がないように考えていただければ、隣接地の方から同意書はもらっているようですので問題はないと思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でございました。

何か皆さんの方からご質問なりご意見ございませんか。

はい、押野委員。

○ 押野委員

14 番、使用貸借ということで渡し人と受け人の関係は。

○ 事務局（嶋田）

渡し人は受け人のお父様になります。

○ 押野委員

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

はい、田川委員。

○ 田川委員

14 番、使用貸借の場合というのは、返却する場合はどういう風にして戻すんですか。

○ 事務局（嶋田）

資材置場ということで事業用の永久転用になりますので、一時転用ではないので宅地等の状態で返却というよりも相続されるような形になると思います。

○ 議長（会長）

農地としては見ませんので。

あと何か皆さんのほうからありませんか。

（なし）

私からいいですか。

次の事業変更計画でもあるんだけど、国籍はどうなんですか。

○ 事務局（嶋田）

ご夫婦共有での申請なんですけれども、お二人とも国籍はフィリピンで永住権を取得されている方です。

○ 議長（会長）

宅地転用は問題ない地域だけど、今現在農地なわけで、国籍が日本でないからどうなんだ。

3 条の申請書は国籍を書く欄ありますよね。

○ 事務局（嶋田）

永住権を取得している方ですと農地の取得も可能です。

こちら転用ですので農地の取得ではなくて宅地を取得する形になりますので問題ないと思います。

○ 後藤委員

永住権と国籍とはどういう風に違うんですか。

○ 事務局（嶋田）

転用申請では国籍の確認はありませんが、会長がおっしゃったように3条の申請ですと国籍を必ず記入することになっておりまして、外国籍の方が農地を取得することは農業の従事日数などの要件がありますので、在留資格がどのようになっているかで違いますが、永住権を取得している方は農地を借りたり買ったりということができることになっております。

○ 後藤委員

その場合、国籍は関係なく。

○ 事務局（嶋田）

はい。在留資格によります。

○ 議長（会長）

それでは、続けて議第38号事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議案書の13ページをご覧ください。議第38号事業計画変更申請（農地法第5条）による意見の決定についてご説明いたします。

申請番号2番、売買による所有権移転です。所在地 谷地荒町東一丁目●●、畑、216㎡、1筆です。渡し人は、●●さん、受け人は、●●外1名です。

申請事由につきましては、当初、●●さんは、住宅建築のため平成16年5月17日付けで農地法第5条の許可を受け、5月31日に所有権移転登記を完了しましたが、その後、関東地方への転居を余儀なくされ、計画を継続することが困難になり、工事等は未着工のまま現在に至っております。この度、継承者が、当該農地を選定し住宅建築を計画するということで事業計画の変更申請をするものです。内容につきましては、先の議第37号農地法第5条の規定による許可申請についてで、説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上1件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

これについて皆さんからご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければ議第 37 号と議第 38 号このように進達すること異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

なければこのように進達したいと思います。

次に移ります。議第 39 号非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、14 ページをお開きください。議第 39 号非農地証明願についてご説明いたします。

申請番号 3 番、所在地 西里字浦田●●番 1、登記地目 畑、458 m²、1 筆です。申請事由につきましては、平成 23 年に申請者が相続登記を進める中で河北町に農地を所有していることが判明しましたが、非農家であり、もし、お父様が生前農地として利用していたとしても、平成 19 年には病気のため入院していたことから 20 年近く耕作していない状況で、一部には杉の木も生えており、農地として利用することは困難なため農地ではない証明を求めるものです。

40 ページが案内図で、41 ページが字切図です。山林が隣接する所になります。42 ページは現況写真になります。印刷のため分かりにくい写真で申し訳ございません。

非農地証明の要件としては、非農地化してからおおむね 20 年経過していること、土地の状況から農地として継続して利用することができないと見込まれること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないことなどですが、当該農地はこれらの要件を満たしていると思われます。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

これは前からの案件でありまして、西里の委員の方、現地調査報告をお願いします。

○ 奥山会長職務代理

今日の午前中、逸見委員と後藤委員と事務局とで見てきました。41 ページの地図を見てもらうと●●から右側の方、雑種地●●までは現在山林のような形で杉が生い茂っている状態でした。申請地の北側●●は畑なんですけれども現在全然耕作されておらず、この周辺では何も耕作されていないような状態でした。

南側のほうが現在山林ということで、ほとんど申請地も山林化しているような感じがありましたので非農地でも良いのかなと西里の農業委員としては考えておりました。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。

これは農振地域の線引き内に入っているか、いないのか。

○ 事務局（嶋田）

農振地域内の農用地外です。

○ 議長（会長）

農振農用地外ということで周りも山林化しているということで、今、奥山代理の方から現地確認の報告がありました。これからも出てくると思います。そんなことも含めて何か皆さんのほうからご意見ございませんでしょうか。

はい、木嶋委員。

○ 木嶋委員

登記上は非農地になるのでしょうか。

○ 事務局（嶋田）

非農地証明を申請する目的としましては、主に登記簿上の地目を実際の土地の状態に合わせて変更するためがほとんどだと思います。

申請者の●●さんも今後相続されることを見据えて登記簿の地目を現況に合わせて変更しておきたいとのことです。ですので、今回登記簿の地目も原野ということで登記されることになると思います。

○ 議長（会長）

ほかになればこのように取り扱ってよろしいでしょうか。

（はい）

それではこのように許可したいと思います。

これで総会を終了いたします。

午後 3 時 3 0 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
